

Regional Development

クリックガイド

特定地域づくり事業 協同組合制度

Specific Community Development Project Cooperatives

Creating New Industries

特定地域づくり事業協同組合制度について

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、地域の事業者が共同で人材を雇用し、雇用された働き手は、季節や繁閑に応じて複数の仕事を組み合わせて働ける仕組みです。

※特定地域づくり事業協同組合制度は、都道府県知事の認定が必要です。

地域の課題



1

通年雇用の
仕事がない

2

不安定な
就労形態

3

若年層の
人口流出

人手不足の解決

地域の事業者が連携して組合を設立し、地域に必要な人材を確保・維持します。

マルチワークな働き方

組合は「マルチワーカー（組合職員）」と呼ばれる働き手を、通年の安定した雇用で直接雇い入れます。

※マルチワーカーとは、季節毎の労働需要に応じて複数の事業者の事業に従事する労働者です。

制度目的



1

通年雇用
の実現

2

安定した
就労形態

3

地域の
担い手確保

事業協同組合の 設立手順

STEP 01

設立発起人の選定（4人以上）

STEP 02

認可行政庁と事前協議（任意）

STEP 03

創立総会の開催公告（開催日の2週間以上前に通知）

STEP 04

創立総会・第1回理事会（定款の承認・役員選任など）

STEP 05

設立認可申請・設立認可

STEP 06

設立登記

特定地域づくり 事業協同組合の 認定等手続

STEP 01

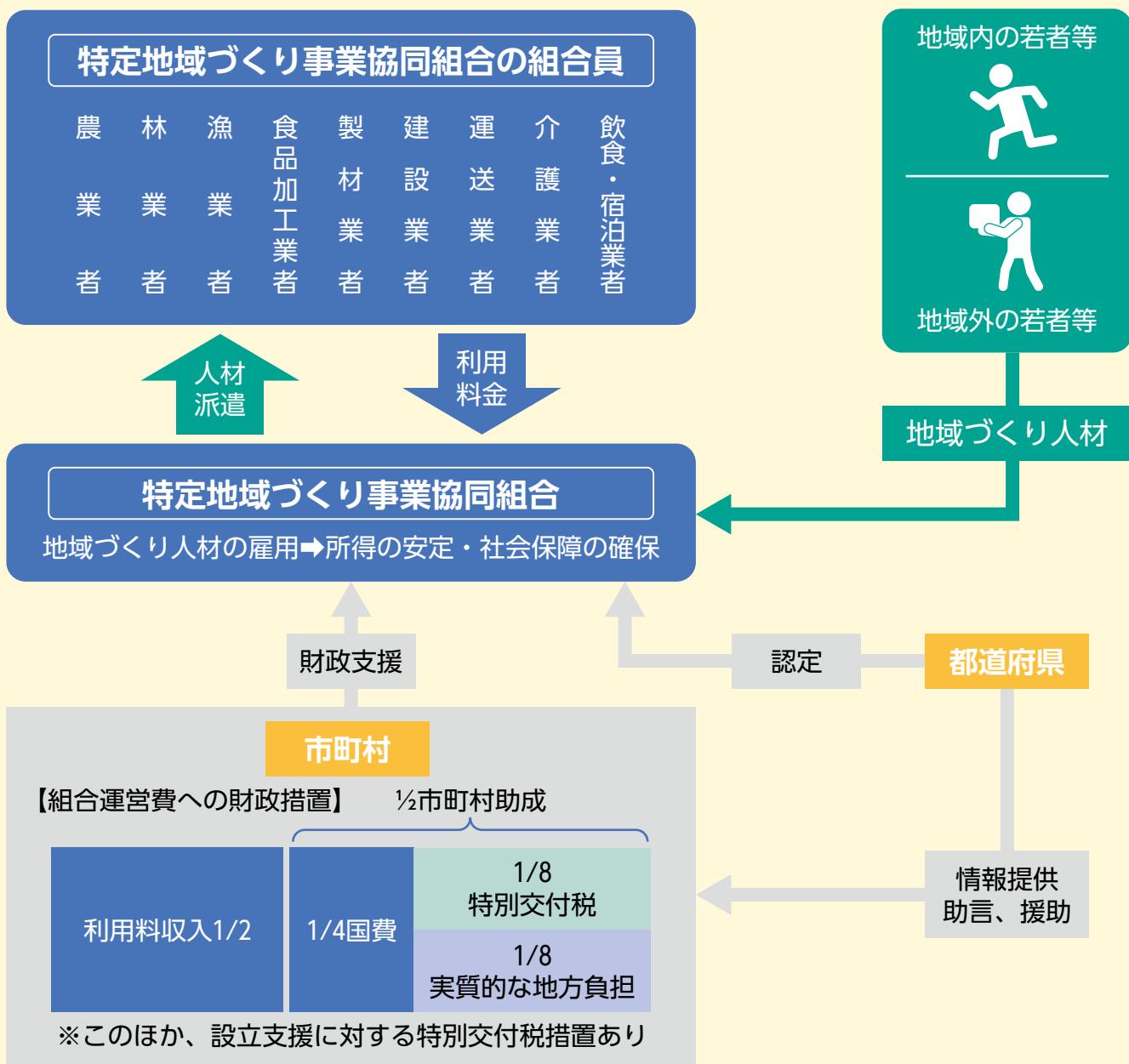
特定地域づくり事業協同組合の認定申請（北海道）

認定後、労働者派遣事業の届出（北海道労働局）

STEP 02

特定地域づくり事業（労働者派遣事業）開始

制度の仕組み



対象

人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない

認定手続

事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）

その他

令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和（員内利用の20%まで→市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

組合の メリット	01 地域社会への貢献 組合を設立することで、地域の雇用と経済活動を支え、人手不足による廃業や事業縮小を防ぎ、地域課題の解決にも貢献できます。
	02 企業イメージの向上 不安定な就労形態という地域課題の解決に寄り添う企業姿勢を示すことで、社会的信用やブランド価値の向上につながります。
	03 人材確保・育成機会の創出 マルチワークによる多様な就労機会により新たな地域人材の育成と確保が実現できます。

市町村の メリット	01 移住・定住の促進 安定した仕事が確保できる仕組みは、移住希望者にとって大きな安心材料になり、定住促進にもつながります。
	02 地域の担い手確保 除雪・農林漁業・観光事業・公共施設管理など、住民サービスを支える仕事を組合が柔軟に担うことができます。
	03 国の支援を受けられる 制度の活用により国から一部交付金を受けることができるため、市町村単体では難しかった就労機会を生み出すことができます。

お問い合わせ先

中央会は中小企業者の連携・組織化を支援する連携組織専門支援機関です！

北海道中小企業団体中央会			
本・支部	担当エリア	住所	TEL
本 部	石狩・日高 空知・後志	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル内	(011) 231-1919
道南支部	渡島・檜山	〒 040-0063 函館市若松町6番7号 ステーションプラザ函館内	(0138) 23-2681
上川支部	上川・留萌 宗谷	〒 070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター内	(0166) 22-5601
十勝支部	十勝	〒 080-0013 帯広市西3条南9丁目 帯広経済センタービル東館内	(0155) 22-9666
釧根支部	釧路・根室	〒 085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター内	(0154) 41-1545
網走支部	オホーツク	〒 093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館内	(0152) 44-2361
胆振支部	胆振	〒 050-0083 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター内	(0143) 45-8104